

原子力災害時におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定について

(1) 目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、平成 24 年 10 月に原子力災害対策指針が制定され、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力発電所から概ね 30 km 圏 (UPZ) に拡大されるとともに、国の防災基本計画 (原子力災害対策編) において、当該地域を含む地方公共団体は UPZ 外への広域避難計画を策定することとされたことに伴い、茨城県は「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」を策定。

計画の中で本市においては、ひたちなか市民を受け入れることとなっており、迅速かつ円滑に避難させることにより、緊急事態における放射線の影響を最小限に抑えることを目的としている。(参考資料：避難先地域の地図)

(2) 避難対象者及び避難先

ひたちなか市民の避難対象者は約 15 万 2 千人となり、かすみがうら市においては、ひたちなか市のうち、磯崎地区、枝川地区、津田第二、津田西山地区の住民 7,559 人を受け入れる予定となっている。(参考資料：避難先検討案)

(3) 受け入れ先となる避難所について

- ・かすみがうら市内の指定避難所 19 箇所を設定。
- ・避難計画では、自治会単位での割り振りを基本としているが、1つの自治会に対して複数の避難所への避難を想定していることから、最初に「基幹避難所」4 箇所を設置し、その後、受け入れ準備が整った避難所へ順次案内することとする。

【基幹避難所及び避難ルート】

- ・わかぐり運動公園 (磯崎地区)
常磐道千代田石岡 IC → 国道 6 号 → 市道
- ・千代田中学校 (枝川地区)
常磐道千代田石岡 IC → 国道 6 号 → 県道 53 号線
- ・体育センター (津田第二地区)
常磐道千代田石岡 IC → 国道 6 号 → 国道 354 号
- ・霞ヶ浦北小学校 (津田西山地区)
常磐道千代田石岡 IC → 国道 6 号 → 国道 354 号

(4) 移動手段

自家用車を基本とするが、自家用車を持たない方等の要配慮者については、ひたちなか市内に指定する一時集合場所から、国・県が手配するバスや福祉車両等により避難する。

(5) 避難所の開設及び運営

- ・避難所の開設及び受け入れ業務については、かすみがうら市が行う。

- ・ひたちなか市はできるだけ早期（概ね3日程度）に職員を派遣し、避難所運営を引き継ぐ。
- ・避難所の開設期間は概ね1ヶ月程度を目安とする。
- ・物資の調達については、茨城県及びひたちなか市の備蓄品を活用するほか、国や関係事業者、かすみがうら市の備蓄品も活用する。

（6）広域避難に要した費用の負担

避難に要した費用については、災害対策基本法等に基づき、避難受け入れ要請を行ったひたちなか市が負担する。

（7）スクリーニングの実施

- ・スクリーニングは、他の者及び環境に対して影響を及ぼすほどの放射性物質の付着がないことを確認するために行う。
- ・UPZ圏の境界付近においてスクリーニングを行い、必要に応じて除染を実施するものとする。

（8）経過報告及び今後のスケジュール

【経過報告】

- 第1回（日時：平成27年5月21日（木）午後2時～ 場所：千代田庁舎）
「広域避難計画策定に向けた協議」
 - ・原子力災害時における避難計画について（これまでの経緯）
 - ・広域避難計画に向けた避難先市町村との協議について
- 第2回（日時：平成28年2月15日（月）午前10時～ 場所：千代田庁舎）
「広域避難計画策定に向けた協議（第2回）」
 - ・広域避難計画策定に向けた課題とその考え方
 - ・県内12自治体からの意見等に対する本市の考え方
- 第3回（日時：平成28年5月30日（月）午後1時30分～ 場所：土浦市役所）
「原子力災害における県内避難先に係る第3回協議」
 - ・茨城県広域避難計画の説明について
 - ・県内避難先との協議における課題について
 - ・基幹避難所設置の考え方について
- 第4回（日時：平成29年11月28日（火）午後2時～ 場所：龍ヶ崎市役所）
「原子力災害に備えたひたちなか市広域避難計画に係る第4回避難受け入れ協議」
 - ・ひたちなか市広域避難計画策定の進捗状況について
 - ・避難受け入れに係る協議事項について
- 首長面談（日時：平成30年2月19日（月）午前9時50分～ 場所：千代田庁舎）
 - ・訪問者 ひたちなか市長

【今後のスケジュール】

- 協定締結は平成30年3月下旬を予定
（参考資料：原子力災害時におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定書（案））

県外※を避難先とする市町村

日立市

高萩市

常陸太田市

常陸大宮市

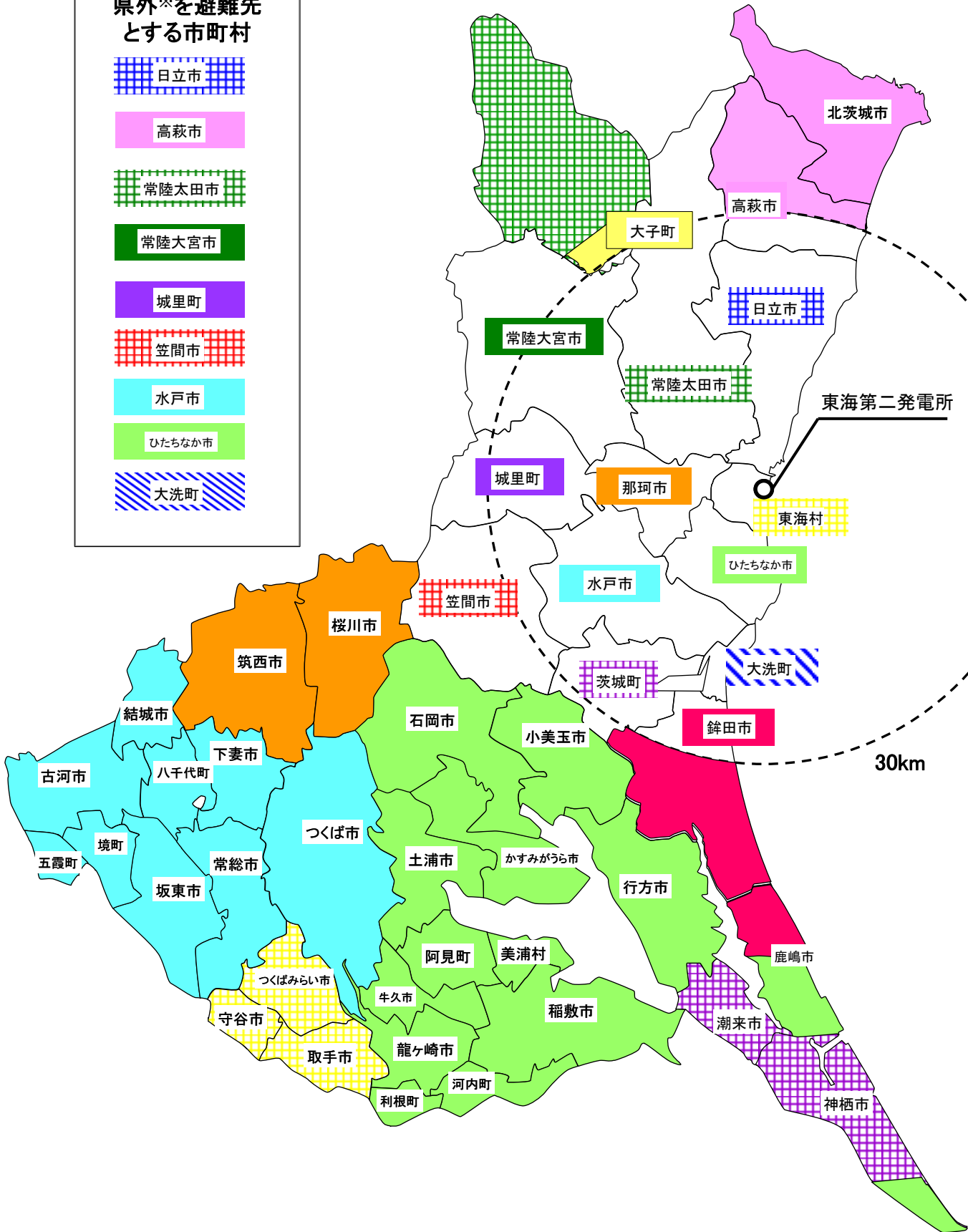
城里町

笠間市

水戸市

ひたちなか市

大洗町



東海第二発電所

30km

避難先検討案

避難先	受入可能人数	避難人数	避難人数(詳細)	対象自治会	避難地区
小美玉市	8,810	8,617	440	関戸町	湊一小学区
			692	田中町	
			500	柳沢美田多	
			1,230	相金	
			700	幸町	
			982	湊泉町	
			1,056	釈迦町	
			326	湊中央	
			888	湊本町	
			290	小川	
			548	龍之口	
965	柳が丘				
石岡市	18,156	15,445	1,279	七町目	湊二小学区
			1,037	殿山町	
			864	牛久保町	
			570	和田町	
			3,104	神敷台	湊三小学区
			1,141	十三奉行	
			1,587	部田野小谷金	平磯小学区
			3,127	平磯	
			596	平磯清水町	
2,140	阿字ヶ浦	阿字ヶ浦小学区			
行方市	12,836	12,304	1,802	堀口	堀口小学区
			2,188	武田	
			1,817	勝田本町	
			4,075	大平	勝倉小学区
			1,662	金上	
			760	勝倉	
かすみがうら市	8,214	7,559	2,312	磯崎	磯崎小学区
			1,415	枝川	枝川小学区
			2,252	津田第二	津田小学区
			1,580	津田西山	
土浦市	18,007	16,618	1,668	津田第三	津田小学区
			2,808	津田第一	
			3,318	津田東	
			3,527	市毛北	市毛小学区
			2,519	市毛南	
			397	共栄町	東石川小学区
			206	元町	
			291	勝田中央	
			1,884	東石川	
1,841	青葉石川				
阿見町	7,957	7,162	3,473	東大島	東石川小学区
			1,283	勝田駅前南	
			565	東石川1丁目	

美浦村	3,308	3,362	3,362	三反田	三反田小学区
鹿嶋市	7,506	6,965	4,792	中根	中根小学区
			787	富士山	
			1,386	東中根団地	
神栖市	8,600	8,092	1,222	笹野	長堀小学区
			3,213	長堀松戸	
			428	薬師台	
			1,950	西中根	
			1,279	大成町	
稲敷市	13,211	11,749	3,643	西原	前渡小学区
			1,084	向野	
			2,910	弥生西谷津	
			2,492	馬渡	
			1,620	本郷台	
牛久市	15,051	15,244	3,979	田彦西	田彦小学区
			2,358	田彦東	
			4,345	堂端	
			1,627	大島公園西	
			2,935	西大島	
龍ヶ崎市	16,606	16,225	3,853	六ツ野	外野小学区
			4,391	外野	
			1,572	はしかべ	
			890	高場南	佐野小学区
			4,499	稲田	
			1,020	佐和駅前	
河内町	6,626	6,015	2,153	佐和	佐野小学区
			3,862	上高場	
利根町	4,073	3,777	1,447	さわ野杜	高野小学区
			1,553	柏野	
			777	小貫山一部	
千葉県	13,243	9,811	9,811	常盤台1107, 高野原1514, 高野宿1375, 高野小貫山939)足崎団地,(1362)下高場3139, 佐和駅前東375)	高野小学区
		1,153	1,153	長砂	長砂地区
		2,279	2,279	足崎	前渡小学区
計	162,204	152,377			

原子力災害時におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定書（案）

〇〇〇（以下「甲」という。）とひたちなか市（以下「乙」という。）は、周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における乙の県内広域一時滞在（以下「県内広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が原子力災害時等に災害対策基本法第86条の8の規定及び茨城県広域避難計画に基づき行う乙の市民の県内広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（県内広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時等で乙の市民の生命若しくは身体を災害から保護するため、乙が県内広域避難の必要があると認めたときは、甲は乙の市民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、乙の市民を受け入れる。

- 2 甲は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を乙の市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。
- 3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙はできるだけ早期に甲から避難所の運営を移管する。
- 4 県内広域避難にあたっては、乙は茨城県と連携し、甲の負担が過大とならないよう配慮しなければならない。

（県内広域避難の受入要請等）

第3条 甲に対する県内広域避難の受入要請は、乙が行う。

- 2 前項の受入れの要請は、文書により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。
- 3 甲は、乙と県内広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県内広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、乙が甲と協議して決定する。

（スクリーニング等）

第5条 県内広域避難を行う乙の市民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止並びに甲の市民及び乙の市民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき茨城県が実施する。

（必要物資等）

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し確保する。

- 2 前項の必要物資が不足する場合は、甲に対し必要物資の一部を貸与又は提供してもらうよう要請することができる。

（費用の負担）

第7条 県内広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

- 2 乙は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し当該費用を一時繰替の支弁を求めることができるものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 ○○○ ○○ ○○

乙 ひたちなか市長 本間 源基